

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
 藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 六会日大前駅西口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

善行駅西口自転車等駐車場	藤沢市善行一丁目3番地	自転車，原動機付自転車及び普通自動二輪車	午前零時から午後12時まで
--------------	-------------	----------------------	---------------

別表第2 六会日大前駅西口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

善行駅西口自転車等駐車場	定期利用	1月	1,500円	2,500円	3,000円
		3月	4,500円	7,500円	9,000円
		6月	9,000円	15,000円	18,000円
	一時利用	1回	100円	200円	300円

附 則

- この条例は，平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1に規定する善行駅西口自転車等駐車場の定期利用に係る利用の承認及び利用料金の徴収の手続は，当該駐車場の指定管理者となった団体に，この条例の施行の日前においても行わせることができる。

提案理由

この条例を提出したのは、善行駅西口に新設される有料自転車等駐車を公共の用に供する必要による。